

○体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

助成対象範囲	治療内容	採卵まで			採精(夫)	受精 (前培養・媒精(顕微授精)・培養)	胚移植					妊娠の有無の確認 (胚移植の概ね2週間後)	
		薬品投与(点鼻薬) (自然周期で行う場合もあり)	薬品投与(注射) (自然周期で行う場合もあり)	採卵			新鮮胚移植		胚凍結 (自然周期で行う場合もあり)	凍結胚移植			
							胚移植	黄体期補充療法		薬品投与	胚移植		黄体期補充療法
	平均所要日数	14	10	1	1	2~5	1	10		7~10	1	10	1
助成対象	A	新鮮胚移植を実施											
	B	凍結胚移植を実施											
	C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施											
	D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了											
	E	受精できず 又は胚の分割停止、変性、多精子受精等の異常受精等により中止											
	F	採卵したが卵が得られない 又は状態のよい卵が得られないため中止											
対象外	G	卵胞が発育しない 又は排卵終了のため中止											
	H	採卵準備中に体調不良等により治療中止											

○ 生殖補助医療の助成対象範囲

- ・ 1回の治療が終了するごとに申請が可能です。
- ・ 妊娠に至った場合には、胎嚢の確認日までを治療期間とします。
- ・ 保険外診療の先進医療は、先進医療Aのみが対象です。
- ・ Bは、採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を行った場合です。(採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療)
- ・ 医師の判断により、治療が中止となった場合にも助成の対象となります。(D、E、F)  
※体調の回復を待って治療を継続する場合には、B治療となるためD治療での申請はできません。

○ 男性不妊治療の助成対象範囲 ※上表のCの治療を除く

生殖補助医療に至る過程の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取する手術(精子凍結を含む)で、生殖補助医療の治療終了日の属する年度又はその前年度に行われた手術が対象です。

- ・ 精巣内精子回収法 (TESE (C-TESE、M-TESE))
- ・ 精巣上体精子吸引法 (MESA)
- ・ 精巣内精子吸引法 (TESA)
- ・ 経皮的精巣上体精子吸引法 (PESA) など

○ 助成の対象外となる主なもの

- ・ 卵胞が発育しない等により卵子採取以前に治療を中止した場合は対象外です。
- ・ 予防接種やがん検診、治療開始前や生殖補助医療に関わらない検査料(不妊の原因を見つける検査、貧血検査、梅毒などの性感染症検査、B型肝炎検査料など)、原因疾患の治療、サプリメント、証明書等文書作成料、郵送料、精子・卵子の凍結保存管理料(男性不妊治療の精子凍結を除く)及び凍結保存維持管理料、胚凍結保存管理料(B・D治療の導入時を除く)及び胚凍結保存維持管理料、治療に係る入院費・食事代、男性不妊治療以外の夫の治療費などは対象外です。
- ・ 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による治療及び代理懐胎によるものは対象外です。